

見附市教育委員会告示第17号

見附市出産・子育て応援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年6月8日

見附市教育委員会教育長 渡邊茂夫

見附市出産・子育て応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発第1226第1号。厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を図るため、妊娠期から子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育て応援ギフトの支給を行う経済的支援を一体的に実施することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伴走型相談支援 妊婦又は産婦に対し、出産・育児等の見通しを立てるため、アンケート及び対面による面談（以下「面談等」という。）を行い、安心して出産・育児ができるよう、身近で相談に応じ、必要に支援を行うものをいう。
- (2) 出産応援ギフト 妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者。）であって面談等を行った者に支給する給付金をいう。
- (3) 子育て応援ギフト 児童を養育する者（以下「養育者」という。）であって面談等を行った者に支給する給付金をいう。

(伴走型相談支援を行う時期)

第3条 面談等は、次に掲げる時期に行う。

- (1) 妊娠届出時
- (2) 妊娠8か月前後（妊婦が面談を希望する場合等に限る。）
- (3) 出生届出後

(伴走型相談支援実施方法)

第4条 伴走型相談支援は、次の方法で行う。

- (1) 面談等 妊婦が相談窓口等に来訪した上での対面による面談又はオンライン画面上での対面による面談（以下「対面面談」という。）とする。ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合又は市長が適当であると認める場合には、担当職員が居宅訪問等により面談を実施する。居宅訪問による面談も困難な場合には、面談に代わり、電話及び「妊娠届出時アンケート」の提出を求めることにより実施する。
- (2) 面談後の情報発信、随時の相談受付等 前号に基づく面談等の実施後も、妊婦や子育て世帯に対し、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報その他の情報発信や、随時の相談受付等を継続的に実施する。

(面談等の実施内容)

第5条 面談等の実施内容は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 妊娠届出時 「みつけ子育てガイド」を手交し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、利用できる支援サービス等を一緒に確認する。
- (2) 妊娠8か月前後 対象者に対し、提出のあった「妊娠8か月頃アンケート」の回答内容及び「みつけ子育てガイド」を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、利用できる支援サービス等を一緒に確認する。
- (3) 出生届出後 養育者に対し、「出生後アンケート」への必要事項の記載を求めた上で、出産後の見通しや過ごし方、利用できる支援サービス等を一緒に確認する。

(出産・子育て応援ギフトの支給要件等)

第6条 市長は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する市の住民基本台帳に記録されている者であって、別表第1の給付金の区分に応じ、同表の支給対象者の欄に定める者に対し、同表の支給額の欄に定める額を支給する。

(申請及び支給決定)

第7条 出産・子育て応援ギフトの給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第2に定める時期に、見附市出産・子育て応援ギフト申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認ができる物の写し（健康保険証、運転免許証等）
- (2) 振込先口座番号がわかる通帳等の写し（通帳、キャッシュカード）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、支給を決定し、見附市出産・子育て応援ギフト支給（不支給）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

（資格の喪失）

第8条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該ギフトの支給を受ける資格を失う。

- (1) 申請受付期間に申請を行わないとき。
- (2) 支給対象者が死亡した場合その他支給対象者に当該ギフトを支給することが困難であると市長が認める場合において、対象児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者を支給対象者とする場合を除き、申請前に対象児童又は支給対象者が本市から転出したとき。
- (3) その他市長が当該ギフトを支給することが適当でないと認めたとき。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、当該ギフトの支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

（出産・子育て応援ギフトの返還）

第10条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消したときは、支給の決定を取り消された者に対し、期限を定めて、当該ギフトの返還を求めるものとする。

（守秘義務）

第11条 事業の実施に従事する者は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

給付金	支給対象者	支給額
出産応援ギフト	<p>第3条第1号の時期に面談等を行った者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（他の自治体から出産応援給付金（局長通知に基づく出産応援ギフトを含む。）を受給していないものに限る。）</p> <p>（1） 事業開始日以後に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者。）</p> <p>（2） 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母で、妊娠中に日本国内に住所を有していた者</p> <p>（3） 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。）</p>	<p>50,000 円 （妊娠1回につき）</p>
子育て応援ギフト	<p>第3条第3号の時期に面談等を行った者であって、次の各号のいずれかに該当する児童を養育するもの（他の自治体から子育て応援給付金（局長通知に基づく子育て応援ギフトを含む。）を受給していない者に限る。同一の児童を養育する他者に対して、子育て応援給付金が支給された者並びに児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規</p>	<p>50,000 円 （対象児童1人につき）</p>

	<p>定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同号に規定する障害児入所施設等の設置者及び法人を除く。）</p> <p>(1) 事業開始日以後に出生し、日本国内に住所を有する児童を養育する者</p> <p>(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生し、日本国内に住所を有する児童を養育する者</p>	
--	---	--

別表第2（第7条関係）

1 出産応援ギフトの申請時期

支給妊婦	<p>1 妊娠の届出をし、かつ、第3条第1号に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後とする。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援ギフト申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく申請を行うものとする。</p> <p>2 1の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により出産応援ギフト申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内に申請を行うことができる。</p>
遡及支給妊婦	<p>1 事業開始日以後、「妊娠8か月頃アンケート」を提出した後とする。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援ギフト申請予定者については、「妊娠8か月頃アンケート」の提出を行うことなく申請を行うものとする。</p> <p>2 申請時点で妊娠した児童を出生している出産応援ギフト申請予定者については、第5条第3号に定める面談等又</p>

	<p>はアンケートの提出をもって出産応援ギフトの支給申請とする。</p> <p>3 1又は2の申請は、原則として、事業開始日から3月以内に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期間内に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内に申請を行うことができる。この場合であっても、令和6年3月1日以後の申請はできないものとする。</p>
--	--

2 子育て応援ギフトの申請時期

支給養育者	<p>1 第3条第3号に定める出生後の面談等を受けた後行うものとする。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく申請を行うものとする。(対象児童の死亡日において市内に住所を有していた者に限る。)</p> <p>2 1の申請は、原則として生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内に申請を行うことができる。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以後の申請はできないものとする。</p>
遡及支給養育者	<p>1 「出生後アンケート」を提出した後、支給の申請を行うものとする。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者については、出生後アンケートの提出を行うこと又は対象児童の死亡日において出生後の面談等を受けることなく申請を行うものとする。(対象児童の死亡日において市内に住所を有していた者に限る。)</p>

	<p>2 1の申請は、原則として、事業開始日から3月以内に行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期間内に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内に申請を行うことができる。この場合であっても、令和6年3月1日以後の申請はできないものとする。</p>
--	---

別記様式第1号その1（第7条関係）

見附市出産・子育て応援ギフト（出産応援ギフト）申請書

（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）

（宛先）見附市長

□申請者（妊娠届出者）

氏名	現住所	生年月日
	日中に連絡可能な電話番号（ ）	
妊娠届出日	妊娠届出日時点の住所地（※現住所と異なる場合のみ記載）	

出産応援ギフトの支給（妊婦1人につき5万円相当）を

希望します。

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
※ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

○受取口座（申請者と同じ名義に限ります）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しを同封ください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)					(フリガナ) 口座名義		
1 銀行 2 信金 3 新組 4 農協 5 労働金庫		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座								
金融機関番号		店番号									

希望しません。

【誓約・同意事項】

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

2 見附市出産・子育て応援ギフトの支給決定手続のため、住民基本台帳を市が調査・確認することに同意します。

署名 _____

署名日 年 月 日

本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等)の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

別記様式第1号その2（第7条関係）

見附市出産・子育て応援ギフト（子育て応援ギフト）申請書

（出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）

（宛先）見附市長

○申請者（対象となる児童の養育者）

氏名	現住所	生年月日
	日中に連絡可能な電話番号（ ）	
お子様の名前	お子様の誕生日	誕生日時点の住所地（※現住所と異なる場合のみ記載）

子育て応援ギフトの支給（お子様1人につき5万円相当）を

希望します。

他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。
※ 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することがあります。

○受取口座（申請者と同じ名義に限ります）

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しを同封ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	(フリガナ) 口座名義
1 銀行 2 信金 3 新組 4 農協 5 労働金庫	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

希望しません。

【誓約・同意事項】

- 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 2 見附市出産・子育て応援ギフトの支給決定手続のため、住民基本台帳を市が調査・確認することに同意します。

署名 _____

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等)の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

別記様式第2号その1（第7条関係）

〒	年 月 日
住所	
氏名	様
見附市出産・子育て応援ギフト（出産応援ギフト）支給（不支給）決定通知書	
見 附 市 長	
先に申請のありました「出産応援ギフト」について、下記のとおり、決定しましたので通知します。	
記	
1. 支給額	¥ 円
2. 支給方法	ご依頼の金融機関口座へ振り込みます。 ※「ミツカン コトモ」(通帳の印字) から入金となります。 (振込予定日： 年 月 日)

別記様式第2号その2（第7条関係）

〒	年 月 日
住所	
氏名	様
見附市出産・子育て応援ギフト（子育て応援ギフト）支給（不支給）決定通知書	
見 附 市 長	
先に申請のありました「子育て応援ギフト」について、下記のとおり、決定しましたので通知します。	
記	
1. 対象人数	人
2. 支給額	¥ 円
3. 支給方法	ご依頼の金融機関口座へ振り込みます。 ※「ミツウ コトモ」(通帳の印字) から入金となります。 (振込予定日： 年 月 日)